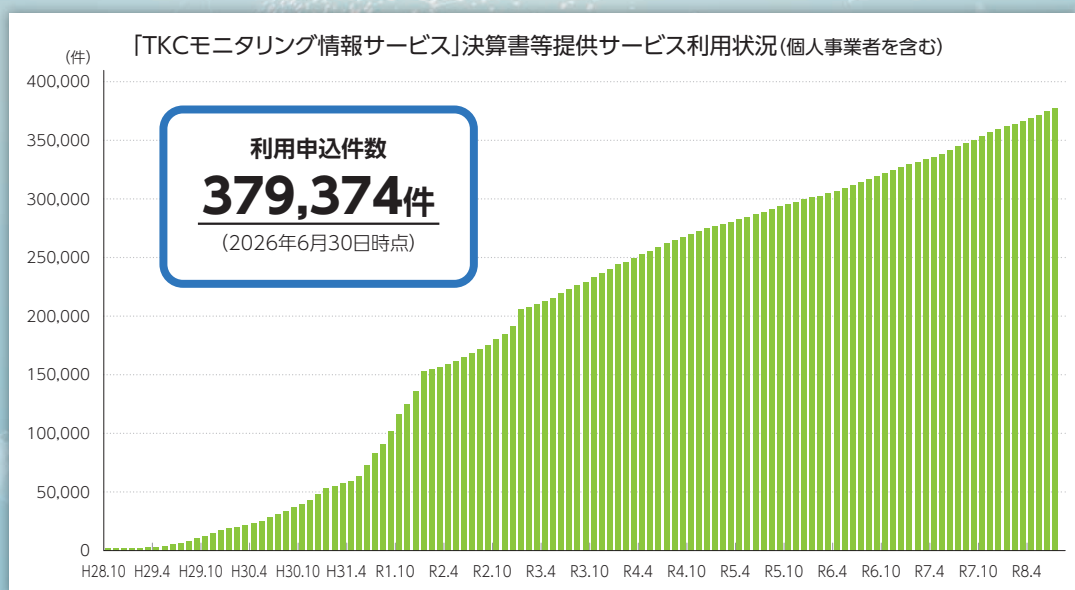


TKCモニタリング情報サービス通信

TKCモニタリング情報サービスは中小企業を支援する金融機関と
TKC会員(税理士・公認会計士)の連携を支えます



- 中小企業は「中小会計要領」を活かして日本経済成長の主役として活躍してほしい 3
元中小企業庁長官・神戸製鋼所取締役 北川慎介
- 筑波銀行とのトップ対談 生田雅彦頭取／TKC関東信越会茨城支部 8
- 効率的かつ合理的な経理業務が経営意思決定の迅速化を後押し 10
株式会社水野商店／あさひ税理士法人
- 事業者のDXが業務効率と申告の正確性を高める 国税庁長官官房参事官 菅沼哲矢 13
- 令和8年版「TKC経営指標(BAST)」推薦のことは 神戸大学経済経営研究所教授 家森信善 16

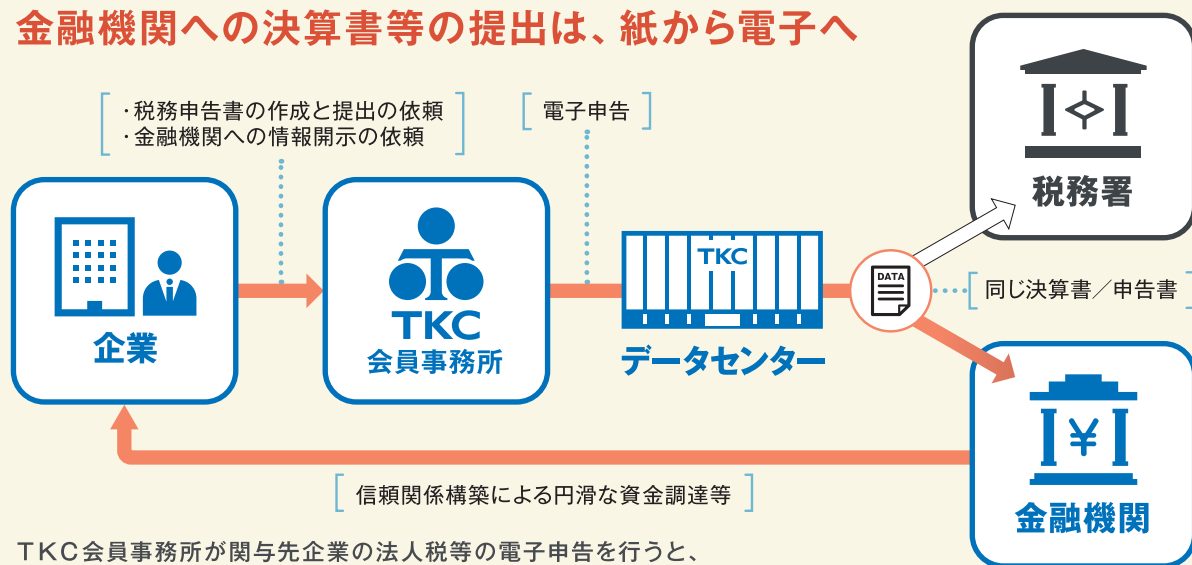
TKCモニタリング情報サービス

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

●決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

●月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

●【特許第6419378号】取得日:平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

●【特許第6375425号】取得日:平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

中小企業は「中小会計要領」を活かして 日本経済成長の主役として活躍してほしい

元中小企業庁長官・神戸製鋼所取締役 北川慎介

何故、中小企業庁が会計の検討を始めたのか

今般、「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）が今日に至る経緯を詳らかにされた『「中小会計要領」誕生の経緯と意義』が出版されました。中小会計要領の成立には、TKCの関係各位の大変なご尽力がありました。

私は、中小会計要領の源流とも言える「中小企業の会計に関する研究会報告」を中小企業庁で2002年6月にまとめた際の担当課長（財務課長）でした。その際の運営状況は、本書第2章の飯塚真玄先生の著述にあるとおりです。

何故、経済産業省の中小企業庁が会計の検討を始めたのでしょうか。

私が3年間財務課長を務めました2000年前後の時期は、中小企業経営にとって大変厳しい金融情勢下にありました。当局としての課題は、中小企業の資金繰りの確保と、適正な税負担の実現でした。

金融機関の経営環境が自己資本比率問題で大変厳しく、世間では貸し渋り、貸し剥がしとまで言われる状況でした。我々としては、資金繰り対策として、信用保証協会による特別保証30兆円や、政府系金融機関の融資といった金融支援のみならず、売掛債権の流動化の推進や、新たなファンド法制、クレジットリスクデータベース（CRD）構築などを進めました。債権流動化は、今日では電子記録債権という形で、手形に代わるものとなりつつあります。

また、税制面では、法人事業税の外形標準化構想に対して中小企業への適用除外を求め、また、事業に関わる相続税負担の適正化（事業承継税制の端緒）を求めておりました。

全くの余談ですが、外形標準化構想への反対に当たり、TKC経営指標（BAST）を大いに使わせていただきました。外形標準課税の自治省案が中小企業にどう負担になるかを、BASTデータに基づき業種別に細かく試算・提示して反論していきました。

実際のところ、我々としては、金融機関の融資判断に当たって、土地担保や経営者個人保証だけではない、個々の中小企業の事業性を評価してほしいという考えでありました。なお、事業性評価という概念については、最近では事業性融資推進法で企業価値担保権が認められています。

こうした問題意識について、金融関係の方や税務当局と様々な議論を交わすうちに、事業性の評価の重要性を訴えるには、中小企業サイドにおいては信頼性のある会計が必須だと強く感じるようになりました。

信頼性のある中小企業の会計とは何か、全国の学者先生や税務・会計の専門家と話をしましたが、百家争鳴というのでしょうか、明解な統一見解はないようでした。幾つかの税理士事務所も訪問させていただきましたが、現場の実務は様々でした。このため、中小企業庁で、新たに研究会を設置して中小企業の会計に関する検討を行ったものです。

研究会設置の構想段階ではTKC全国会の坂本孝司先生にお世話になりました。経産省の故小野浩孝氏(当時企業行動課長)が坂本先生と浜松の高校同窓で、尊敬する小野さんルートで話が進んだという経緯がありました。

研究会には、全国の名だたる関係者にお声がけし、多方面の学者・専門家にご参加いただきました。TKCにご縁の深い方としては故武田隆二先生、河崎昭行先生、坂本孝司先生に参加いただき、また、江頭憲治郎先生、弥永真生先生、品川芳宣先生といった日本の商法・税法を代表する先生にも参加いただきました。座長には、中京大学学長・名大名誉教授で中小企業政策審議会・企業制度部会長の故小川英次先生にお願いいたしました。

今となつてはお話ししてもよいかと思いますが、お声がけした中では、自分は会計の原理論の研究者で現実世界の話には興味がないと固辞された方、また、証取法会計以外は会計として議論する気はないと一蹴された方もいらっしゃいました。

記帳に基づく確定決算主義を前提とした会計を目指す

さて、研究会での最大の論点は、証取法会計の上場大企業とは別の中小企業の会計が独自にあり得るかでした。会計は一つで証取法会計のみであるとの強い主張もありました。一方で、武田先生を中心に、中小企業には中小企業に適した会計があるはずだという主張もありました。ある専門家からは、神戸学派と東京連合の論戦だという声も聴きました。

それぞれご自身の研究に基づいて真剣に立論され、なるほど学者とは大したものだと思わせる状況でした。今でも記憶しているのは、早大の加古宜士先生と武田先生が、中小企業は大人(大企業)と同じスーツを背伸びしてでも着るべきなのか、身の丈に合った子供服を着るべきなのかと、比喻を交えて熱心に議論されたお姿です。

関係省庁では、財務省主税局は、確定決算主義が重要であつて中小企業庁の言い分も理解するとの立場と思われ、また、法務省は商法の大原則にしたがつて考えてくれればよい、非上場の中小企業には証券取引法は法として及ばないのだから、という感じでした。

我々としては、非上場の中小企業の特性を踏まえて、商法と税法に立脚し、記帳を基礎として、確定決算主義を大前提とし

た、中小企業経営者が実際に使えて、金融機関や税当局にも信頼される会計を目指しました。

私とともに研究会を進めた財務課の佐藤孝弘係長は、現在は山形市長です。当時20代でとても若かったのに非常に大きな仕事をしてもらいました。

2002年の研究会報告書と同趣旨のものが実現

その後、諸経緯がありました。中小企業へのIFRSの遮断、確定決算主義の堅持といった方向性も踏まえてでしょうか、2012年に中小会計要領が策定されたのはご存じの通りです。

2010年前後に、IFRSを国内企業に強制適用すべきという議論がありました。当時の私は経産省で企業制度担当の審議官でした。経産省としては、例えば原価計算から話が始まる日本産業の実態に鑑みれば、何でも時価主義のIFRSを全て強制適用するのはなじまないという論陣を張りました。

これにも、2002年の研究会と同じく、何で経産省が会計に口を出すのかという会計専門家筋からの冷ややかな眼があったのも事実です。また、国際的な時価主義の潮流に乗るべきで、日本の産業実態に拘るのは時代遅れとの批判もありました。

公認会計士の方々は、新しい仕事が出て来ると意気込んでおられましたし、金融庁は国内企業への全面的な早期強制適用を実現したいという様子でしたが、議論の末、結果的に任意適用となりました。

こうした論陣を張っている中、税制改正における同志の日商の加藤正敏さんと相談し、中小企業の会計についての方向付け

をしていただきました。これが中小会計要領の策定となつていると思います。私なりに見ると、2002年の研究会報告書と同趣旨のものが実現したと感じています。10年間は熟成の時期だったのかもしれませんが。この辺りは、本書第1章の加藤さんの論述に詳しいところです。

最後に、この研究会での経験が、私自身、大変貴重となったことを申し添えます。

2011年に東日本大震災と東電福島第一原発事故がありました。その際、私は、原発事故被災者への賠償実現のための原賠機構法策定を、内閣官房の担当責任者として取り組みました。賠償や廃炉という莫大な将来債務がある東電を、債務超過に陥らせず事業体として継続させて賠償を続けさせる仕組みです。会計の知識が、迅速な制度設計を可能としました。既に約10兆円の賠償が行われています。

また、某超大企業の巨額の粉飾決算の事案を担当した際にも、会計の知識が大変役立ちました。

その後、三井物産、神戸製鋼所で職務に携わってまいりましたが、本社のみならず子会社・関係会社の運営管理に会計の知識が不可欠であると痛感するとともに、関係の中小規模の事業体をご指導いただいている税理士先生に日々感謝している次第です。

全国の中小企業が、TKCのご尽力の一大成果でもある中小会計要領を活かして、頼れる税理士先生とともに、金融機関のご理解・ご支援も得て、日本経済の成長・発展の主役として活躍されることを期待しております。

令和8年7月発刊 好評発売中!!



日本商工会議所の決断により、
確定決算主義は堅持された。

国際会計基準(IFRS)の影響を遮断し、確定決算主義を堅持して
中小企業を守り、その成長・発展に資する会計ルールを整備した、
歴史的偉業の軌跡。

TKC出版

「中小会計要領」 誕生の経緯と意義

●著者

河崎照行 甲南大学 名誉教授
加藤正敏 日本商工会議所 理事・事務局長
飯塚真玄 株式会社TKC 名誉会長

わが国の中小企業会計の根幹を支える会計ルール

「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」。

その策定にあたっては、国際会計基準(IFRS)をめぐる潮流の中にあっても、「中小企業の実態に即した会計ルールを整備する」という揺るぎない信念が貫かれた。

本書は策定経緯（実体験）を丹念に記録した論攷を収録。中小企業会計の発展に携わる実務家・研究者にとって、制度の本質を理解するうえで大きな示唆を与える一冊である。

掲載論文

①『中小企業会計の制度化と加藤・飯塚論文の学術的意義』——
(甲南大学名誉教授 河崎照行)

本書序論として、わが国における中小企業会計の制度化の歩みを整理し、両論文の学術的意義を明らかにした。

②『「中小会計要領」の誕生秘話』——
(日本商工会議所理事・事務局長 加藤正敏)

担当者として奮闘した中小会計要領の誕生までの経緯の記録であり、日商が果たした歴史的役割を実証する貴重な文献資料。

③『かくして「中小会計要領」は誕生した』——

——日本商工会議所の決断により、確定決算主義は堅持された。——

(株式会社TKC名誉会長 飯塚真玄)

中小会計要領誕生により、税務との関係において重要な原則である

「確定決算主義」がいかにして維持されたのか、税理士業界を守った歴史的記録。

●規格：四六判201頁 ●発行日：2026年7月1日 ●定価：1,980円(税込)

●お求めは
Amazon等のネット書店、または当社HPから



金融機関の皆さま向け情報サイト公開



地域企業支援の実態把握、課題解決に向けた伴走支援等に資する情報を提供するため、金融機関の皆さま向けにサイトを公開しました。

▶ <https://www.tkc.jp/tkcfn/finance/>



株式会社TKCは、FIT2026 (大阪会場・東京会場)に参加します！

「FIT(Financial Information Technology) (金融国際情報技術展)は、金融総合専門誌『ニッキン』を発行する日本金融通信社が主催する国内最大の「金融機関のためのITフェア」です。

大阪会場

- **セミナー**: 2026年9月3日(木)14:00～14:40 ※セミナー開催のみです。当社出展はありません。
- **会場**: グランフロント大阪(ナレッジキャピタルコングレコンベンションセンターA会場)
- **概要**: 北おおさか信用金庫にご登壇いただきます。地域企業のDX支援事例、連携戦略についてご紹介いただきます。

東京会場

- **開催日**: 2026年10月15日(木)・16日(金) ※株式会社スカイコムと共同出展いたします。
- **セミナー**: 2026年10月16日(金)11:20～12:00
- **会場**: 東京国際フォーラム
- **概要**: 常陽銀行にご登壇いただきます。
地域企業のDX支援事例、連携戦略についてご紹介いただきます。

ご参考

過去のFITセミナーは下記からご確認ください。

▶ <https://www.tkc.jp/fx/bank/>



TKCモニタリング情報サービス活用事例

視聴申し込みいただいた方にご視聴用URLをメールでお送りします。

- **FIT2025**
足利銀行の活用事例(令和7年10月10日 東京会場での講演)
- **FIT2025**
栃木県信用保証協会の活用事例(令和7年10月10日 東京会場での講演)
- **FIT大阪2025**
尼崎信用金庫の活用事例(令和7年9月4日 大阪会場での講演)

●お問い合わせ先

「金融機関トップ対談」シリーズ

TKC関東信越会茨城支部

筑波銀行・生田雅彦頭取との対談

■とき…令和8年4月21日(火)

■ところ…筑波銀行本部会議室

MISで企業の予兆を正確に管理できる

増山(会長) 私は昨年7月からTKC関東信越会会長を務めております。地域の中小企業を支援する上では、金融機関の皆さまとの一層の連携強化、まさに「顔の見える関係」の構築が重要と考えています。本日、約8年ぶりに筑波銀行さまとの対談が実現でき、大変光栄です。

生田(頭取) この度は対談の機会をいただきありがとうございます。当行が普段向き合っているお客さまとTKC会員事務所が支援されているお客さまは、ほぼ同じ層だと感じています。

増山(会長) TKC全国会が今最も力を入れているのが、月次決算の徹底です。TKC会員が関与先を毎月巡回監査して、「三現主義(現地・現物・現人)」を実践することで、企業の財務経営力を強化する。そして「信頼のある決算書」をお届けする。その結果として、金融機関との

対話も円滑になり、融資の場面でも評価される企業が増えていきます。

生田(頭取) 従来は、決算書の受領や書類に不足があった場合などに直接訪問する必要がある、非効率でした。しかし、TKCモニタリング情報サービス(以下、MIS)があればそれが一切なくなります。さらにいうと、MISは単なる効率化だけではなく、業務の質自体も向上にも貢献しています。

また当行では現在、事業性評価の高度化に取り組んでいます。最大の課題は「企業の実態をいかにつかむか」です。年1回の決算書だけでは、企業の実態を把握するには不十分です。ですから、MISの月次で試算表を提供する仕組みは大変ありがたいです。企業側からすると、「業績が悪いから今月は送らないでほしい」ということもあるかもしれませんが、銀行としてはそのような時こそ、不振の理由や今後を一緒に考えたいのです。

出席者(敬称略)

■筑波銀行

取締役頭取	生田雅彦
専務取締役	篠原 智
取締役営業本部長	益子邦広

■TKC関東信越会茨城支部

関東信越会会長	増山英和
研修所長	熊坂真人
支部長	湯原 拓

湯原(支部長) おっしゃる通り、企業の実態を正確に把握するための仕組みがMISです。

増山(会長) MISは単なるデータ共有ではなく、「予兆管理」のための仕組みです。業績が悪化した場合でも、月次で業績を把握することができれば早期対応が可能となり、金融機関と事業者の双方にとって有益です。

「地域密着型の伴走支援」を目指す

増山(会長) 他に力を入れていることなどを教えてください。

生田(頭取) 当行では「とことん支援」をキーワードに、中小企業に対して伴走型で支援しています。資金を提供して終わりではなく、その後の経営改善や成長まで深く関与していく姿勢を明確にして



生田雅彦頭取(右から3番目)を囲んで。左隣が、増山英和TKC関東信越会会長

います。融資では、事業性評価を重視し、決算書の数字だけを見るのではなく、事業内容、将来性まで踏み込んで評価した上で支援するので、企業の実態に即した支援ができる点が強みです。

また、資金面に限らず、本業支援にも力を入れているのが特徴です。具体的には、販路拡大に向けたビジネスマッチングや商談機会の提供など、売上を伸ばす

ための支援も行っています。

篠原(専務) 事業承継やM&A支援にも注力しています。「筑波の結び目」という仕組みを活用して、後継者不在の企業に対しても、第三者承継を含め、ワンストップで支援できる体制を整えています。融資を起点にしながら、「本業支援・承継支援・再生支援」まで一体で提供できる、「地域密着型の伴走支援」を目指しています。

3者の決算報告会で「顔の見える関係」構築を

増山(会長) TKC全国会は、中小企業の持続的成長と地域経済の発展を支えるため、月次決算体制の構築を中心とした支援活動を推進しています。関与先企業が適時・正確な記帳を行い、発生主義に基づいた信頼性の高い月次決算書を作成することで、経営者が自社の業績を的確に把握し、迅速な意思決定が可能となる体制づくりを支援しています。

そして、財務経営力の向上と資金調達力の強化につなげています。また、TKC全国会では「税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう!」という「運動方針」を掲げています。ここでいう税理士の4大業務というのは、税務、会計、

保証(書面添付など)、経営助言の四つを指します。特に「決算書の信頼性」については、書面添付制度を中心に、帳簿の適正性、月次巡回監査、月次決算の正確性などで担保しています。

熊坂(関東信越会研修所長) これまでのお話を踏まえ、今後の具体的な連携として、①支店長を対象にした本部研修、②各ブロック会への参加、③決算報告会(企業、金融機関、TKC会員の3者)の実施——を提案したいと思います。実際に、決算報告会を実施した事例では、単なる報告ではなく、「社長が数字を説明する」、「将来の投資や資金調達の話につながる」といった効果が生まれています。

増山(会長) 今回の対談で、方向性が一致していることを確認することができ、うれしく思います。今後は、これをどう現場で動かすかを検討し、「顔の見える関係」構築に向け、共に取り組みましょう。

生田(頭取) 決算報告会のような場で「現状」、「課題」、「今後の方針」が一本のストーリーとして聞けるのであれば、事業性評価の精度は大きく向上すると思います。当行としてもTKC会員の先生との「顔の見える関係」構築に向け、連携を深めていきたいと考えております。

(茨城SCGサービスセンター長 根本一徳)

効率的かつ合理的な経理業務が 経営意思決定の迅速化を後押し

水野商店はグループ企業である ありがとうファーム、ベジワンと連携しながら、青果物の生産・加工・流通を担っている。中山淳社長、経理担当の田上新吾氏、石川将大氏に古川雅敏顧問税理士と宮田瞳監査担当を交え、『FX4クラウド』による業績管理の要諦を語ってもらった。

——青果物の生産・加工・流通をグループで一貫して担っており、中山 当グループは青果物の卸売事業を展開している水野商店を親



中山淳社長

株式会社水野商店

設立 2006年
所在地 熊本県熊本市西区上代 2-124-1
売上高 18億円 (グループ28億円)
従業員数 約30名 (グループ約70名)

会社には、ありがとうファームとベジワンの2社をグループ会社として擁しています。ありがとうファームでは主に青果物の生産や洗浄、皮むき、カットといった1次加工



青果物の生産・加工・流通をグループ会社と連携しながら行っている

を、ベジワンでは商品の袋詰めから市場・スーパーマーケットなどへの販売業務までを担っています。生産・仕入れから加工、配送までを垂直統合することにより、おいしい野菜を新鮮な状態でお客さまにお届けできる体制を構築しています。青果物にとって鮮度は「命」ですから、市場や契約農家の方から仕入れた新鮮な野菜を全国のスーパー、食品工場、飲食店などへ迅速に配送することを日々追求しています。

——主な取り扱い品目を教えてください。

中山 ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、トマトをはじめ、多岐にわたる品目を取り扱っています。

ドライバーを正社員で雇用し顧客との強固な信頼関係を醸成

——これまでの沿革は？

中山 現会長（水野泰彰氏）が料理人を経て、個人事業主として野菜卸売業を開業したのが当社のルーツです。その後、2006年に法人化し、10年にありがとうファームが、14年にベジワン、当時のミウラコーポレーションがグルー



プに加わり、現在の体制となりました。

古川 当事務所はもともとミウラコーポレーションさんの税務顧問を務めていました。その後、水野会長から「グループの経営をみてほしい」との依頼を受けたことを機に、グループ全体の経営をサポートするようになりました。

中山 あさひ税理士法人さんでは、税務申告にとどまらず、精緻な業績データにもとづいた経営指導を基本とされています。グループの規模が拡大するなかで、持続的に成長を遂げるには、客観的な数値にもとづく経営判断が欠かせません。古川先生にグループ各社の税務顧問をお願いしたのは、「攻めの業績管理体制」を構築し、最新業績をリアルタイムで把握することで即座に次の一手を打つためです。当グループでは古川先生の指導の



石川将大氏



田上新吾氏

もと、足元の数字にもとづいて意思決定する習慣が根づいています。——数字への意識の高さはガソリン代の管理手法にも表れています。中山 以前は「減ったらその都度補給する」といったように、感覚に頼った運用をしていましたが、



宮田瞳監査担当



古川雅敏顧問税理士

燃料価格の高騰などを背景に数年前から「誰が、どの車両で、どれくらい給油したか」を詳細に把握できる体制を整えました。物流は当社の「要」ですから、配送の費用対効果は常に念頭に置いています。一方で配送の質を高め、お客

さまとの間に揺るぎない信頼関係を築くべく、ドライバーの正規雇用にもこだわっています。固定費は嵩みますが、良質なサービスを安定的に提供し続けるには、正規雇用による責任ある配送体制の構築が不可欠と考えています。

対話を重ねて年度予算を策定 グループ全体の収益力向上へ

——会計システムに『FX4クラウド』を採用された経緯は？

中山 古川先生から「業績をリアルタイムで把握するとともに、経理業務を効率的に実施するには『FX4クラウド』の活用が欠かせない」と助言をいただいたことが理由です。

——特に注視している業績指標や勘定科目はありますか。

中山 変動損益計算書を通じて最新の業績を精査していますが、と

※2 証憑保存機能…電子取引データ(PDF等)や紙の証憑を読み込み、TKCのデータセンター(TISC)に電子データとして保存。保存したデータはTKC会計システムに連携し、仕訳入力に活用できる。経理事務のデジタル化により、生産性向上を実現する

※1 継続MASシステム…経営者のビジョンに基づいた「中期経営計画」と、次年度の業績管理のための「単年度予算」、「短期経営計画」の策定を支援するシステム



熊本市に構える社屋

りわけ売上高、限界利益、限界利益率の動向は注視しています。毎月末には私を含むグループ3社の社長と古川先生、宮田さんを交えた業績報告会を開催し、予算や前年同月との乖離^{かいり}を確認するだけでなく、伸び悩んでいる科目や指標があればその原因を究明し、課題の克服に向けた打ち手を話し合っています。

システムの機能を徹底活用し 効率的な経理業務を実践

古川 毎期の予算は『継続MASシステム^{※1}』を活用し、中山社長と対話を重ねながら策定しています。具体的には、「売上高や限界利益、経常利益は最低でもこれくらいは

確保したい」などと、社長から具体的な数値目標を引き出し、そこから各科目の予算を設定しています。毎月の業績報告会では各社の業績を振り返りつつ、グループ全体の収益力をいかに高めるかを一丸となつて話し合う、有意義で濃密な機会となっています。

田上 もっとも重宝しているのは「証憑保存機能^{※2}」ですね。当社では月間500〜600枚にのぼる証憑書類を処理しているのですが、この機能を活用することで仕訳データを自動で生成でき、さらに書類の電子保存まで行うことができている。原本はシステム上ですぐに確認できるため、書類を探す手間が省けるなど、業務効率化は劇的に向上しました。ペーパーレス化により、保管スペースに余裕ができたことも利点の一つです。

石川 「銀行信販データ受信機能^{※3}」も便利です。取引データを自動受信して、そこから仕訳を簡単に計上できるため、預金取引に関する仕訳を一から手入力することはほとんどありません。入力の手間と誤入力のリスクが軽減されるので、たいへん重宝しています。

宮田 このほか、エクセルを介した「仕訳連携機能」を活用し、販売管理システムのデータを『FX4クラウド』へ連携させています。中山社長や田上さん、石川さんのお話からもうかがえるように、水野商店さんでは『FX4クラウド』の機能をフル活用して、効率的な経理業務を実践しておられます。

中山 経理業務を効率的に実施しているおかげで、月次の数字も早期に固まり、結果、経営意思決定を迅速に行うことができます。

古川 「TKCモニタリング情報サービス^{※4}」(MIS)を活用し、決算書と月次試算表を取引金融機関にデータで提出しています。水野商店さんの財務基盤や業績管理体制、業績開示に関する姿勢が評価され、数年前に水野会長の経営者保証が解除に至りました。今後は中山社長の保証解除に向け、引き続き業績開示の迅速性と透明性を確保しつつ、財務基盤や業績管理体制のさらなる強化を支援していきます。

中山 経営者保証の解除もそうですが、スタッフ全員がモチベーションを高く持って働ける環境を作るためにも、売り上げをより一層伸ばし、利益を積み上げていく必要があると考えています。今後もあると考えると、経営意思決定を糧に、グループ全体で飛躍を遂げていきたいですね。

※4 TKCモニタリング情報サービス(MIS)…TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書などの財務情報を関与先企業からの依頼に基づいて、金融機関に開示する無償のクラウドサービス

※3 銀行信販データ受信機能…複数の金融機関(銀行や信販会社)から、インターネットを利用して取引データを自動受信し、その取引データをもとに仕訳ルールの学習機能を利用して仕訳を簡単に計上できる機能



特集

データ連携で経営が変わる

INTERVIEW

◎国税庁 長官官房

菅沼哲矢 参事官

事業者のDXが業務効率と申告の正確性を高める

国税庁の掲げる「税務行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）」のなかで2023年に追加された「事業者のデジタル化促進」は、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することで、事務処理の正確性向上と業務効率化を実現するための施策である。いま、国税庁は企業のDXについてどういった全体像を描いているのか。菅沼哲矢参事官に聞いた。

—— 国税庁が事業者のデジタル化を推進する背景は？

菅沼 まず、税務行政を取り巻く環境が大きく変化していることが挙げられます。法人税や所得税の申告者数は増加し続けており、それに加えて経済社会のデジタル化・グローバル化・働き方の多様化が進んでいます。

例えば、副業やフリーランス、暗号資産など、従来にはなかった取引形態や所得の形が増えています。このため、税務当局としても対応すべき範囲が質・量ともに拡大しています。

一方で、国税庁の定員や予算は大きくは増えていません。さらに2023年の税務調査の実施割合（実地調査率）は、法人で1・7%（2003年の約半分）、個人では0・7%（同約3分の2）程度まで低下してい



すがぬま・てつや

1995年国税庁入庁。国税局や財務省主税局、公正取引委員会などでの勤務を経験。国税局では課税部長、総務部長を歴任。現在は、国税庁長官官房参事官兼デジタル化・業務改革室長として税務行政のデジタル化をけん引している。

ます。こうした状況のなか、適正・公平な課税を維持するため、デジタルの力を活用して効率化・高度化を図る必要があるというのが基本的な考え方です。

事業者と税務当局の両者にメリット

—— 国税庁が掲げる「デジタル戦略の全体像」は？

菅沼 2023年6月に取りまとめた「税務行政のデジタルト

ランスフォーメーション（税務行政の将来像2023）」では、以下の三つを柱としています。

- ① 納税者の利便性向上
- ② 課税・徴収の効率化・高度化
- ③ 事業者のデジタル化促進

①は、スマートフォンなどの身近なツールで申告や手続きを簡単に完結できるようにすること。②は、AI（人工知能）やデータ分析を活用して課税・徴収を効率化すること。そして③

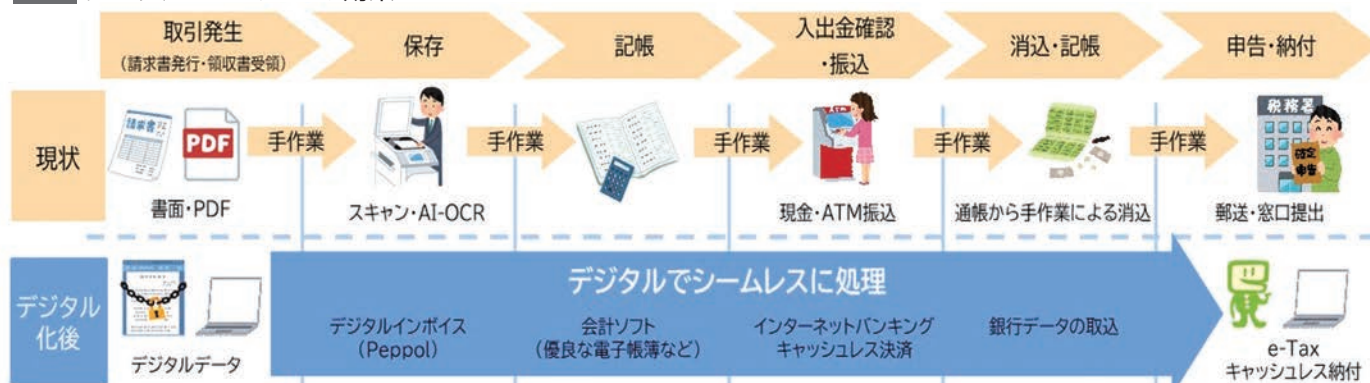
が「デジタル化により事業者の取引から経理、税務申告・納付までの一連の業務をシームレスにすること」です。③は一見すると税務の範囲を超えているように見えますが、実は非常に関係が深いテーマなのです。

—— なぜ税務当局が事業者のデジタル化を支援するのですか。

菅沼 「申告の正確性」と「業務効率」を同時に高めるためです。事業者のバックオフィス業務がデジタル化されれば、帳簿や申告の精度が自ずと向上します。例えば、紙ベースの業務では「同じデータを何度も打ち込む（二重入力）」「入力ミスが発生する」「作業時間がかかる」という問題があります。

これをデータ連携により一気に通貫で処理すれば、人手の削減、ミスの減少、業務工数の減少、

図表1 デジタルシームレスの効果



(出典：令和6年11月13日 第1回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 財務省提出資料抜粋・一部加工)

ペーパーレス化といった効果が得られます。つまり、事業者のデジタル化は、事業者側にも国税庁側にもメリットがある「ウインウインの政策」と位置づけることができます。

デジタルインボイスが起点

—— 具体的にはどのようなデジタル化を想定していますか。

菅沼 理想像は、取引の発生から申告、納付までがすべてデジタルでつながる「データtoデータ」の世界です。

流れを整理すると図表1の通りです。要するに、「取引の発生」にはじまり、請求は「デジタルインボイスの利用」、記帳は、「会計ソフトに自動連携」し、決済も「自動入金消込」へとつながり、「決算・申告データへと連携」、そして「e-Tax」(法人の場合は「ALL e-Tax」)

へ主要な別表や財務諸表の添付書類など、すべてを電子提出することによる申告、キャッシュレス納付へとつなげていくのです。

この一連の流れが実践できれば、「最初の入力だけで最後まで処理できる」いわゆるデジタル

シームレスの状態が出来上がります。結果として、人手を介さないため正確性が担保され、業務負担も大幅に軽減されます。

浮いた事務量を別の業務に振り向けていただくこともできるでしょう。ただ、実際にデジタルシームレスを実現するには、まずはデジタルインボイスの導入が起点となるかもしれません。

—— なぜ、デジタルインボイスの導入が必要なのでしょう。

菅沼 デジタルインボイスは、請求の場面で活用されるものであり、売り手と買い手を直接データでつなぐ仕組みです。Peppol(ペポル)ネットワークを介することで、請求書データがそのまま相手のシステムに連携されます。さらに、後工程でもこうした請求書のデータを利用することが出来ます。

そうすることで会計システムの仕訳・支払いデータの自動作成が可能となり、発行した企業は請求情報と紐づいた入金データを取得することで入金消込までできるようになります。これにより、手入力が不要となり、即時処理、正確性向上というメリットが享受できます。

—— 普及にあたってのハードルは何でしょうか。

菅沼 まず相手方がデジタルインボイスに未対応だった場合どうするのか。また、システムの操作性の問題、あるいは、組織内の運用変更への抵抗などが挙げられます。特に重要なのは「取引先の理解」です。導入には買い手側への周知、つまり「合意形成」が必要です。

—— デジタルインボイス導入には難しい部分もありそうですね。

菅沼 きっかけとしては、クラウド会計ソフトの導入から始めてみてはいかがでしょうか。クラウド会計ソフトを導入すると、記帳がデジタル化されていきます。請求から申告までをデータでつなぐハブ的な役割を期待できますし、リモートワークでも経理業務ができますから、働き方改革にもなる。さらに言えば、導入した際に、「せっかくデータ化されているのだから、それを前工程にも後工程にも広げていこうというモチベーション」にもなります。

システム間連携の重要性

—— システム間の連携の重要性



特集

データ連携で経営が変わる

図表2 紙のインボイス・電子インボイス・デジタルインボイス



出所：国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」



国税庁

今がデジタル化の好機

—— デジタル化コストに対する

—— データ連携による事業者にとつてのメリットは？
菅沼 まとめると、効率化・正確性・コスト削減の3点です。具体的には、人件費削減、ミス防止、ペーパーレス化、業務スピード向上、経営判断の迅速化。そして、一度導入すれば、継続的に効果が出るのも特徴です。

—— 銀行などをつなぐ「連携ニーズ」が増大しています。データ連携が進めば、日次の処理が自動化され、手入力が必要なくなり、結果として変化の速い現代にとっては必須といわれる「リアルタイム経営」が実現するなど生産性の向上にも寄与すると考えます。

—— 支援はありますか。

菅沼 補助金や税制優遇が用意されています。たとえば、デジタル化・AI導入補助金は、ご承知の通り業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を支援する補助金で、もちろんインボイス対応にも活用可能で、補助額は最大450万円、補助率は2分の1から5分の4。小規模事業者は最大5分の4が補助されます。

また、2025年度税制改正において、デジタルインボイスによる請求データ等を帳簿に自動連携する仕組みが電子帳簿保存法上に位置付けられました。

その電子取引データに関する隠ぺい・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外されるとともに、青色申告特別控除65万円の適用が可能になります。

さらに、2026年度税制改正においても、青色申告特別控除額のさらなる上乗せ(75万円)が措置されています。特に個人事業者にとっては、こうしたインセンティブ措置がデジタルインボイス導入の契機になると考えます。

—— 今後の展望は？

菅沼 将来的に、デジタル化が不可避である中、導入によってメリットが享受できることを踏まえれば、早期に検討いただくことがよいのではないかと考えます。

もちろんシステム化するかどうか、システム化するとしてどこまでどのようにするかは事業者の経営判断に委ねられる事項ですが、人手不足の進行やIT環境の変化、制度面の後押しなどを踏まえると、導入のメリットは年々大きくなっていると言えるでしょう。

—— 最後に事業者へのメッセージをお願いします。

菅沼 「今が検討の好機」です。補助金制度や税制優遇など支援体制も整っており、デジタル化に取り組む環境としては非常に良いタイミングです。初期導入には一定の手間とコストがかかりますが、一度整備すれば効率化効果が継続的に得られます。

ぜひ支援機関や専門家に相談しながら、自社に合ったデジタル化の形を検討していただきたいと思います。



令和8年版「TKC経営指標(BAST)」 推薦のことば

神戸大学経済経営研究所教授 家森 信善

令和8年版「TKC経営指標(BAST)」の発刊にあたり、日本金融学会会長で元金融庁参与の家森信善教授から寄稿された「推薦のことば」を転載します。

TKC全国会の会員の皆さまにおかれましては、日頃より全国の中小企業の経営革新や経営改善支援に積極的に取り組んでおられることに、深く敬意を表する次第です。

このたび、TKCから「TKC経営指標(BAST)」(令和8年版)が発刊されました。BASTはTKC会計人の関与先である約26万社の法人企業が税務申告をした財務諸表を母集団として作成されたものです。TKC会計人が標準業務として確固たる信念に基づいて実施されてきた巡回監査の集大成といえるもので、まさにTKC会計人にしか作れない、信頼性と実用性を備えた資料です。令和8年版は、令和7年1月期から令和7年12月期までの法人企業を対象としており、正確性と速報性を兼ね備えた経営指標です。

現下の日本経済は、ポストコロナの局面から次の成長段階へ移行しつつある一方で、人口減少・人手不足、物価上昇、金利上昇など、中小企業を取り巻く経営環境は一段と複雑さを増しています。私が座長を務めた金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」の報告書では、地域金融機関に対して、単なる資金繰り支援にとどまらず、中小企業の事業性を深く理解し、

金融・非金融の両面から企業価値の向上を後押しすることの重要性を強調しました。その出発点となるのが、事業者の経営実態を正確に把握する基盤である、日々の記帳、月次決算、巡回監査に裏づけられた信頼できる会計情報です。それゆえに、WG報告書の中でも、税理士・公認会計士の皆さまと地域金融機関との連携の重要性が指摘されています。

令和8年3月には、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関および信用保証協会に報告することを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉える「モニタリング強化型特別保証制度」も始まりました。これは、私が委員長を務めていた中小企業庁の「円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会」において、金融機関と専門家の役割分担により中小企業に対する質の高いモニタリングを行い、予兆管理の実効性を高めるために提言したことを踏まえたものです。TKC会計人の皆さまの日々の活動は、顧問先・取引先の現在地を客観的に確認し、経営者の気づきを促し、支援者間の共通言語を形成するうえで大きな力を発揮し、中小企業の経営を強くします。それに加えて、皆さまの活動は、国の施策により中小企業の資金調達面でも新たな意義を持つようになりました。

BASTは、事業性評価の深化と、早期の予兆把握に基づく適時・適切な支援を支える重要なインフラです。中小企業が経営革新や経営改善を実現していくために、この「TKC経営指標(BAST)」が、最大限に活用されることを心より祈念しております。

令和8年版「TKC経営指標(BAST)」のご案内

●令和8年版の収録企業は、26万社・1,201業種！

これだけの精度と速報性を持つ中小企業の経営指標は、世界にも類例がなく、税務当局、金融機関等からも高く評価されています。TKC全国会では、昭和50年(1975)年から、「TKC経営指標(BAST: Business Analyses and Statistics by TKC)」を毎年発行しています。

最高度の信頼性と普遍性、さらに速報性を有する中小企業の経営指標として、中小企業の経営方針の決定、あるいは指導育成のための基礎資料として役立てていただくために、TKC会員と覚書締結金融機関に限定して、この「TKC経営指標(BAST)」をインターネットで閲覧できる仕組み『WebBAST』をご提供しています。

アクセス方法

TKC

検索

①TKCグループHPのトップページにある『WebBAST』ログインボタンを選択します。

②BAST利用IDとパスワードを入力し「OK」をクリックすると『WebBAST』が起動します。

※初回のみパスワードの変更画面が表示されます。



「TKC月次指標(月次BAST)」のご案内

●TKC会員の顧問先企業25万社超の最新の「月次決算データ」を基にした今までにない統計資料！

地域経済の動向や変化をタイムリーに把握することができます。TKC会員のほか、金融機関、行政機関、経済研究調査機関、報道機関などにご利用いただいています。

当指標は、TKCグループホームページからユーザー登録いただくことにより、どなたでも無料でご利用いただけます。

※同業他社のご利用はお断りする場合がございます。

アクセス方法

TKC

検索

①はじめてご利用になる場合は、TKCグループHPのトップページにある『TKC月次指標(月次BAST)』の「ユーザー登録(無償)」ボタンを選択します。

②ユーザー登録いただいている場合は、「ログイン」ボタン選択後の画面から月次BASTのIDとパスワードを入力し「OK」をクリックすると『月次BAST』が起動します。

「WebBAST」のIDではご利用になれません。「WebBAST」をご利用いただいている場合でも、「TKC月次指標(月次BAST)」を初めてご利用になる場合は、「ユーザー登録(無償)」をお願いします。



●お問い合わせ先

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和8年6月30日現在

金融機関名		本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
				決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
政府系金融機関					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	54,430	7,942
2	日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和 2年12月	8,864	—
3	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	8,581	2,375
都市銀行					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	5,296	1,136
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,325	634
3	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,541	517
4	みずほ銀行	東京都	令和 元年 9月	3,436	562
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,370	467
地方銀行・第二地方銀行（上位50行）					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	5,019	1,549
2	八十二長野銀行	長野県	平成30年 5月	4,158	875
3	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,780	529
4	足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,632	944
5	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	3,468	670
6	中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,313	672
7	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	3,293	459
8	京都銀行	京都府	平成30年 7月	3,238	643
9	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	3,223	601
10	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,644	538
11	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,627	446
12	第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,589	727
13	あいち銀行	愛知県	平成31年 3月	2,526	489
14	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,516	387
15	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,475	569
16	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	2,418	447
17	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,391	481
18	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	2,274	492
19	北國銀行	石川県	平成28年11月	2,272	374
20	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	2,256	377
21	七十七銀行	宮城県	令和 元年 6月	2,193	694
22	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	2,189	419
23	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	2,082	381
24	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	2,012	242
25	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,985	352
26	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,908	349
27	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,857	255
28	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,849	344
29	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,792	344
30	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,777	229
31	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,762	414
32	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,725	262
33	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,689	706
34	三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,619	301
35	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,604	237
36	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,598	276
37	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,579	345
38	大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,463	487
39	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,454	163
40	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,412	254
41	琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,411	186
42	福井銀行	福井県	平成28年10月	1,380	202
43	東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,360	294
44	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,354	222
45	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,344	272
46	百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,327	213
47	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,316	186
48	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,300	156
49	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,283	240
50	仙台銀行	宮城県	平成28年12月	1,262	524
上記以外の地銀・第二地銀			計	34,325	7,001

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
信用金庫（上位30庫）				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,968	897
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,514	713
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	2,378	511
4 埼玉縣信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,293	430
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,839	421
6 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,811	805
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,548	302
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,498	171
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,438	235
10 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,356	572
11 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,342	172
12 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,341	220
13 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,317	143
14 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,293	117
15 大阪信用金庫	大阪府	令和 元年12月	1,286	133
16 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	1,283	163
17 巣鴨信用金庫	東京都	令和 元年12月	1,258	228
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	1,231	264
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	1,203	179
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,168	100
21 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,138	138
22 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	1,111	286
23 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	1,102	143
24 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	1,022	206
25 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	1,011	212
26 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	952	201
27 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	936	86
28 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	931	164
29 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	928	253
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	898	130
上記以外の信用金庫		計	56,440	12,267

信用組合（上位5組合）				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,185	432
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	802	119
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	499	42
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	456	92
5 新潟縣信用組合	新潟県	平成30年11月	397	101
上記以外の信用組合			計	8,339 2,038

信用保証協会（上位5協会）				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和 元年 6月	3,276	368
2 東京信用保証協会	東京都	令和 4年 4月	2,598	601
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,431	429
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,258	915
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,368	222
上記以外の信用保証協会			計	19,041 5,311

金融機関業態区分別集計

金融機関業態区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	93,974	14,118
2 地銀・第二地銀	95	94	143,323	28,819
3 信用金庫	254	247	98,834	20,862
4 信用組合	129	80	11,678	2,824
5 信用保証協会	51	47	30,972	7,846
6 その他	—	25	593	203
合計	539	503	379,374	74,672

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(503機関)

令和8年6月30日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空欄信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
きたそらち農業協同組合
東神楽農業協同組合
十勝清水町農業協同組合
鹿追町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北部信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫

白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合
福島県信用保証協会

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃小信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しなのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
熊谷商工信用組合
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会
千葉県信用保証協会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用組合
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
東陽信用金庫
青柳信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合

江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
七島信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中米信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興栄信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
くまぐに信用組合
糸魚川信用組合
魚沼農業協同組合
新潟県信用農業協同組合連合会
えちご上越農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいわね信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
奥能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナ農協信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

あいち銀行
名古屋銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合
近畿産業信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫
和歌山県農業協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県農業協同組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合
岡山県信用保証協会

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県農業協同組合
山口県漁業協同組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
新宮信用金庫
遠賀信用金庫
福岡県信用保証協会

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
べつび日出農業協同組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
奄美信用組合
鹿児島信用農業協同組合連合会
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine/>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.76

発行日 令和8年7月31日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関する問い合わせ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上